

## ながの子育て応援デジタルスタンプラリー実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長野県将来世代応援県民会議（以下、「県民会議」という。）が、「ながの子育て家庭優待パスポート」（以下、「パスポート」という。）事業の一環として、パスポートの利用促進や、子育てに係る負担軽減、子育てに温かな意識醸成を図るため、パスポートを活用したスタンプラリーを実施するにあたり必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) いい育児の日 毎年11月19日を「いい育児の日」とし、「家庭や家族を大切に  
するライフスタイル」や「子どもの成長と子育てを社会全体で応援する機運」の  
醸成を図るためさまざまな取り組みを行う日をいう。
- (2) パスポート 別に定める「ながの子育て家庭優待パスポート事業実施要綱」の、  
ながの子育て家庭優待パスポートカード・多子世帯応援プレミアムパスポートカ  
ードをいう。
- (3) スタンプラリー パスポートを活用したデジタルスタンプラリーのこと。
- (4) 協賛店舗 パスポート事業に協賛している店舗又は施設。
- (5) 参加店舗 パスポート事業に協賛している店舗又は施設のうち、デジタルスタン  
プラリーの取組にも協賛している店舗又は施設。
- (6) 長野県結婚・出産・子育て応援サイト「チアフルながの」 長野県の結婚、出産、  
子育てに関する支援情報やイベント情報等を掲載したHP。

### (デジタルスタンプラリーの実施)

第3条 スタンプラリーは、11月19日の「いい育児の日」に合わせ11月を含む期間で  
開催することとし、正式な期間は県民会議が決定するものとする。

- 2 デジタルスタンプラリーは、WEB又はアプリにより実施するものとし、参加者は店  
頭に掲示されている二次元バーコードを読み取り、スタンプラリーへのエントリー、ス  
タンプの収集、景品の応募を行う。
- 3 スタンプラリーの参加対象者は、パスポートを有する子育て世帯とし、当該世帯のみ  
が、デジタルスタンプラリーシステムを利用できるものとする。

### (広報)

第4条 スタンプラリーの実施については、パスポート利用者に対し、チラシの配布、ポ  
スター掲示、「チアフルながの」への掲載、特設サイト等により広く周知する。

### (スタンプラリー参加店舗)

第5条 スタンプラリーの参加店舗については、別に定める「ながの子育て家庭優待パス  
ポート事業実施要綱」により、パスポート事業に協賛している店舗の中から募集・選定  
するものとする。

- 2 参加を希望する店舗は、別紙様式「『ながの子育て応援デジタルスタンプラリー』参加申込書」を県民会議宛に提出するものとする。
- 3 県民会議はスタンプラリー参加店舗に、デジタルスタンプラリーシステムに対応する二次元バーコードやPOP、店舗掲示用のチラシ、使用説明書、ポスター等を交付するとともに、長野県結婚・出産・子育て応援サイト「チアフルながの」等において、スタンプラリー参加店舗の情報を掲載するものとする。
- 4 スタンプラリー参加店舗は、利用者等の目にとまりやすい場所に二次元バーコードやPOP、チラシ等を掲示し、利用者に対し参加を呼び掛けるものとする。

(スタンプの発行)

第6条 パスポートを有する子育て世帯は、スタンプラリー参加店舗において、店舗備え付けの二次元バーコードにより、スタンプを取得できるものとする。

(賞品の申込・発送)

第7条 前条のスタンプを複数取得した場合、子育て世帯は、専用のWEBサイト又はアプリにより県民会議に賞品の申し込みができるものとする。

- 2 県民会議は、前項の申し込みを受けたときは、抽選のうえ、当選者に対し賞品を発送するものとする。
- 3 賞品の発送先は、エントリーまたは景品応募時に登録したとおりとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、県民会議が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月21日から施行する。